

京都大学法学部の組織に関する規程

(平成十六年達示第二十五号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学法学部（以下「法学部」という。）の組織等に関し必要な事項を定める。

(学部長)

第二条 法学部に、学部長を置く。

2 学部長は、法学研究科長が兼ねるものとする。

3 学部長は、法学部の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 法学部に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の構成及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(学科目)

第四条 法学部の学科目は、次に掲げるとおりとする。

基礎法学、公法、刑事事法、政治学

(内部組織)

第五条 この規程に定めるもののほか、法学部の内部組織については、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。